養護教諭５年経験者研修の延期及び中断者の取り扱いについて

養護教諭５年経験者研修（平成15年３月31日教育長決裁）の延期者及び中断者の取扱いについて、下記の通り、養護教諭中堅教諭等資質向上研修の延期及び中断者の取り扱い要領に準ずる。

養護教諭中堅教諭等資質向上研修の延期及び中断者の取り扱いに関する要領

養護教諭中堅教諭等資質向上研修は、本県公立学校における健康教育や養護全般に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅養護教諭の資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施する。その趣旨から、本県公立学校において教職経験10年目の養護教諭を対象者とし、下記のとおり延期者や中断者に係る取り扱いを定める。

記

１．研修延期者及び中断者の定義

（1）研修延期者

①　病休、産休、育休、休職等で、研修を受けられないことが明らかである者

②　計画書を提出後、校外研修が始まるまでに病気等のやむを得ない理由により、研修を受けることができなくなった者

③　その他、学校の事情等で研修が受けられないと校長が判断し、県教育委員会が認めた者

※ ①は研修延期届の提出は必要ないが、②、③は研修延期届(様式７)を提出する。

（2）研修中断者

研修の途中で、病気等のやむを得ない理由により、研修を受けることができなくなった者

※ 研修中断届(様式７)を提出する。

２．対応策

（1）研修延期者

次年度に受講するものとする。

（2）研修中断者

①　校外研修を終了したが、校内研修を受けていない場合は、次年度に校内研修だけを受ける。

②　校外研修を終了していない場合は、次年度に、中断した時点からの校外研修を受けた後、校内研修を受ける。

③　校内研修を終了していない場合は、次年度に、中断した時点からの校内研修を受ける。

※ 校内研修は、校外研修終了後に行うものとする。

（3）全国大会等への生徒引率について

生徒引率をしなければならない理由が生じた場合は、校長は県教育委員会と生徒引率に関する協議をし、適切であれば引率を認めることとし、翌年度に研修を延期するが、翌年度においては、生徒引率での再度の延長は認めないこととする。